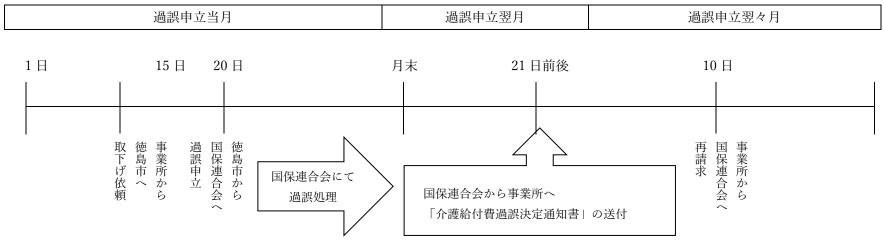
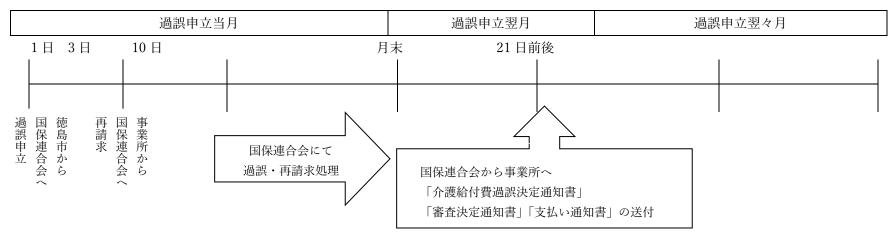
## 事業所の取下げ(過誤)依頼から国保連合会への再請求まで

## ■通常過誤の場合



## ■同月過誤の場合



- ① 通常過誤の場合の「徳島市への過誤申立の締切日:15日」「国保連合会からの介護給付費過誤決定通知書:翌月21日」「国保連合会への請求 締切日:翌々月10日」、同月過誤の場合の「徳島市への過誤申立の締切日:月末」「国保連合会への請求締切日:10日」「国保連合会からの介護 給付費過誤決定通知書;21日」は基準日ですので月によって前後します。
- ② 通常過誤を実施した場合、再請求する際は必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で取下げが完了したことを確認して下さい。過誤が決定 されないうちに再請求されると ANN 4 エラー(既に該当する介護給付費給付実績が存在しています)になり返戻となります。